警察へ相談する前に質問表をチェック
医師から「運転してはいけない」と言われてなければ、質問表の No にチェック

2014年6月1日から、運転免許取得・更新時に質問票の提出が義務づけられました。質問は運転に支障がある

症状があるかを問うもので、一つでも「はい」と答えると、
「一定の病気の症状がある」疑いがあるとして、診断書提出を求められることがあります。

さらに、一部の県警の HP などでは、統合失調症や躁うつ病、うつ病、てんかんをもつ人は免許取得・更新の前に適性相談を受ける必要がある、その際に診断書を提出する必要があるという誤った書き方をしています。

しかし、この相談窓口に行って精神科に通院していると言えば、必ず診断書の提出を要求されるという間違った運用が横行しています。臨時適性検査やその代わりの主治医診断書を求められるのは、あくまでも質問表の中で「はい」にチェックを入れた人、あるいは事故捜査や警察官とのやり取りで一定の病気の症状が疑われたときなどに限られるので、注意が必要です。

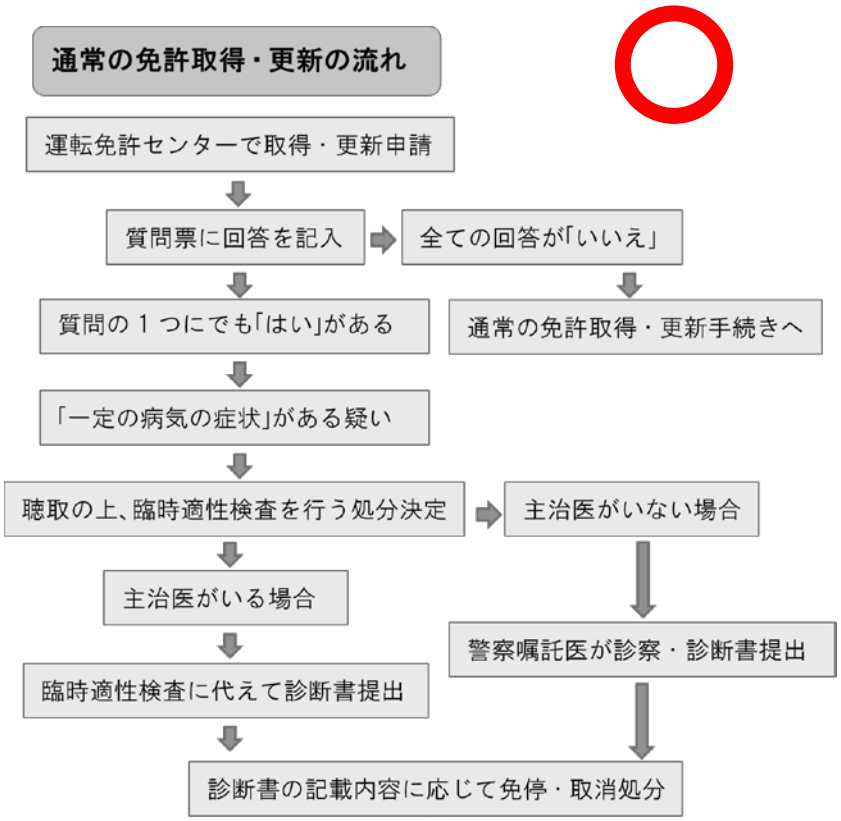

※ この手順は法令で定められたものです。
※「病気の症状を申告する」とは、質問票に「はい」か「いいえ」に✓をつけることです。

「一定の病気」として病名を列挙し、そのことをもって運転免許の取得や更新に制限を加えるという表現は極めて不適切です。道交法、自動車運転死傷行為処罰法とそれぞれの政令にも、「一定の病気」という表現はありません。道交法改定、自動車運転死傷行為処罰法成立時の衆参両院の附帯決議でも、病気そのものが欠格ではなく、症状であるとの確認がなされているのに、一向に改められません。

正しい表現があるとすれば、
「以下の病気にある人の中で、質問票のどれかにハイとチェックをつけた人については、診断書の提出を求められることがあります」ということになるかと思います。

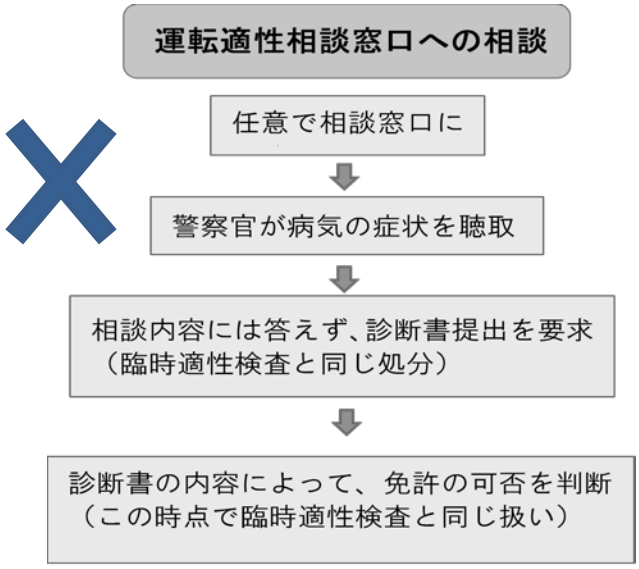

※この現状は主旨に反するのであらためられるべきです

私たち当事者は、安易に相談窓口に行かないで、質問票にどう答えるか事前に考えたり、場合によっては医師と相談して、運転に支障がある症状がある場合（質問票の「はい」にチェックを入れた場合）以外は、通常通り免許取得・更新の手続きをするようにしましょう。

作成　全国「精神病」者集団

※なお、主治医には学会ガイドライン（特に Q＆A）をよく読んでいただきましょう。

（参考文献・資料）

公益社団法人日本精神神経学会

「患者の自動車運転に関する精神科医のためのガイドライン」

https://www.jspn.or.jp/activity/opinion/car_crash_penalty/guideline.html

質　問　票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

1　過去５年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	□はい　□いいえ
2　過去５年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	□はい　□いいえ
3　過去５年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週３回以上となったことがある。	□はい　□いいえ
4　過去１年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を３日以上続けたことが３回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが３回以上ある。	□はい　□いいえ
5　病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	□はい　□いいえ

公安委員会　殿　　年　月　日

上記のとおり回答します。　　回答者署名

（注意事項）

1　各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。）

2　虚偽の記載をして提出した方は、１年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

3　提出しない場合は手続ができません。